

令和5年度

いじめの防止基本方針

埼玉県立杉戸高等学校

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	1
2 いじめの防止	2
3 早期発見	3
4 いじめに対する措置	3
5 重大事態への対処	5
6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	8
7 年間行事予定	9

はじめに

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

県立杉戸高等学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「杉戸高等学校基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの防止等の対策を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資する。

(1) 委員会の構成員

委員会は、教頭、生徒指導主任、同副主任、同人権担当、学年主任及び養護教諭をもって構成し、個々の事案により学級担任や部活動顧問等が参加するものとする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

(2) 活動内容・役割

委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、

共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時に緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

(3) 委員会の開催

原則として年3回開催する。また、いじめ事案が発生した場合は、緊急で開催する。

2 いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは、「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことや、いじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために、以下のことを念頭に置いて対応に当たる。

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

(2) 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、以下のことに学校を挙げて取り組む。

- ① 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。(生徒の気持ちを共感的に受け止める、居場所をつくる、見守る、基準を示す、等)
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。(分かる楽しさを与える、自分のよさや自分との違いのよさを認める)
- ③ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

(3) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

(4) 学校行事・部活動

生徒が多くの時間を過ごすのは教室だけではない。学校行事や部活動を通して、トラブルや人間関係の不満をもらす生徒も多くみられる。顧問も活動の時間においてアンテナを高くし、生徒に変わった様子がないか、クラスの雰囲気に変化がないか、見守ることが大切である。顧問は、前年度にトラブルがあったか、その時に人間関係はどうだったか等、事前に把握しておくことも、早期発見につながる。顧問、担任、養護教諭、スクールカウンセラーとの連携を図り、情報を共有し、何か気になることがある時は組織で対応していく。

(5) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

3 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

特に、全職員で以下の取組を実践し、いじめの早期発見に努める。

- ① 委員会は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年3回実施する。
- ② 委員会は、「保護者対象いじめアンケート調査」を年3回実施する。
- ③ 教職員は、「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該

当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任等に相談する。

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、委員会が中心となって速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(1) いじめている生徒への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせるとともに、学校としての指導措置を講じる。

また、いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(2) いじめられている生徒への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(3) 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(4) 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(5) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ① 話し合いなどを通じて、いじめを考える。
- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 特別活動をとおして、好ましい人間関係を築く。
- ⑦ 行事等をとおして、学級の連帯感を育てる。

(6) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、本校の教職員は、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(7) 県教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

5 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 生徒(児童生徒)が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 対処の概要

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、埼玉県教育委員会へ事態発生について報告する。
- エ 本校は、委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を、速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果を埼玉県教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明ら

かになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる

(4) 自殺の背景調査における留意事項

この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。そこで、「生徒（児童生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を踏まえ、以下の点に留意する。

ア 遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくよう努める。

オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ 自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。

ク 本校が調査を行う場合においては、埼玉県教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（５）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（６）いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

ア 本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

イ これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

ウ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

エ 本校が調査を行う際は、埼玉県教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（７）調査結果の報告

ア 調査結果については、埼玉県知事に報告する。

イ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添え

て埼玉県知事に送付する。

6 インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう、以下の取組を行い、情報モラルの徹底を図る。

(1) 保護者との協力体制の確立

入学者説明会（3月）、保護者面談（6月）時に、保護者に対しフィルタリングの徹底、迷惑メール受信拒否の徹底をお願いし、協力を求める。

(2) 講演会の実施

生徒向けの講演会を年2回実施し、情報モラル・マナーの向上を図る。必要に応じて、保護者向けの講演会も計画する。

(3) ネットパトロール等の積極的な活用

ネットパトロール等を積極的に活用し、生徒がネットトラブルに巻き込まれることを未然に防止する。

7 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
	新入生に対するいじめ防止教育（委員会）	いじめ防止教育（学年・委員会）	
4 月	新年度いじめ防止基本方針における取組策定（委員会①） 企画委員会にいじめ防止基本方針を報告 グランドデザインに掲げる本校で育成する5つの力「主体性」「協調性」「発信力」「共感力」「継続力」の「協調性」「共感力」を「いじめ防止」の観点からも育成することを確認する。		
5 月	第1回生徒・保護者対象いじめアンケート調査 いじめ防止講演（全校集会時）		
6 月	第1回学校評価懇話会において基本方針の協議（委員会） 生徒指導部保護者面談資料配布（非行・いじめ防止、交通安全等）		
7 月	生徒指導講演会（情報モラル講演会・生徒指導部） 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善の検討（委員会②）		
9 月	あり方生き方教育研修会（教員対象） いじめ防止講話（全校集会時）		
10 月	あり方生き方教育（あり方生き方委員会）		あり方生き方教育（あり方生き方委員会）
	小高交流事業（部活動）		
11 月	第2回生徒・保護者対象いじめアンケート調査		
12 月	非行防止教室（薬物乱用防止教室・生徒指導部）		
1 月	生活委員会「いじめ撲滅運動」		
	第3回生徒・保護者いじめアンケート調査（3学年）		
2 月		あり方生き方教育（あり方生き方委員会）	
	第2回学校評価懇話会において協議 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 第3回生徒・保護者いじめアンケート調査（1・2学年）		
3 月	今年度の問題検討及び新年度の取組検討（委員会③）		
	企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組報告		